

服従審査 ～囑託警察犬審査・科目別審査実施要領～

1 審査訓練科目

ノーリードによる捜索中の緊急の立止命令に従えること

2 審査コースの設定

- (1) ダンベル、ボール、犬用おもちゃ等、日頃、持来訓練や遊びで使用している物（目的物）を約10メートル先に投てきする。
- (2) 持来の指示によって出発をさせるが、途中で犬に停止の指示をして停止させ、持来させずに招呼する。

3 審査進行要領

- (1) 審査の開始及び終了は、すべて係員の指示による。
- (2) 受審者は、係員の誘導によって開始ラインに移動し、受審者の氏名、犬名（通称名で可）を係員に対して申告する。
- (3) 係員の指示で、受審者は開始ラインの前方約10メートル地点（指標設置）に目的物を投てきする。
- (4) 持来の指示で犬を出発させ、犬が5～10メートル（指標を設置）進行した時点で犬に停止の指示をして確実に停止させる。
- (5) その後、持来させることなく招呼の指示をして開始ラインに犬を呼び戻す。
- (6) 審査終了直後に持来をさせるのは可とする。
- (7) 第1審査終了後、そのまま第2審査に移行する。